

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	実施 状況	被保険者資格証明書 資格証明書交付世帯のうち				日付	資格証明書を発行する期に、滞納者との連絡を図る期								
					交付 世帯数	子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数		中学生数	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
1	大阪市	500,930	128,479	○	10,818	463	135	359	223		○	○	○	○	○	○	○	○
2	堺市	139,976	22,883	○	4,168	345	105	259	188	9月16日	○	○	○	○	○	○	○	○
3	岸和田市	39,307	10,373	○	26	5	0	4	1		○	○	○					○
4	豊中市	65,422	2,978	○	296	8	0	5	4	9月22日	○	○	○		○	○	○	
5	池田市	15,968	2,992	○	25	0	0	0	0	平成19年11月1日	○		○					○
6	吹田市	51,449	11,724	○	19	0	0	0	0	5月末	○	○	○	○	○			
7	泉大津市	11,885	3,738	○	71	1	0	1	0	8月31日	○	○	○				○	○
8	高槻市	55,551	11,214	○	312	19	6	12	10	9月10日		○	○					
9	貝塚市	13,198	2,348	○	27	3	0	2	2	9月1日	○	○	○			○	○	○
10	守口市	27,996	8,614	○	81	0					○	○	○	○	○	○	○	○
11	枚方市	59,898	10,054	○	1,234	79	20	44	32		○	○		○	○	○		○
12	茨木市	38,972	6,264	○	1,334	107	13	61	35	8月29日	○	○						○
13	八尾市	46,538	8,508	○	34	9	2	13	6		○		○	○	○	○		○
14	泉佐野市	16,317	4,542	○	43	3	0	2	4	8月31日	○	○	○	○			○	○
15	富田林市	18,655	4,130	○	49	0	0	0	0	9月1日	○	○	○			○	○	○
16	寝屋川市	42,433	10,719	○	2,188	78	14	40	69		○				○			
17	河内長野市	17,358	2,519	○	0					7月31日	○	○	○	○	○	○		○
18	松原市	23,237	1,794	○	14	1	1		1		○	○	○					
19	大東市	22,322	10,969	○	792	37	0	32	21		○							○
20	和泉市	25,091	7,323	○	84	3			5	8月31日	○	○	○				○	○
21	箕面市	19,672	2,312	○	7	1	0	1	1		○	○	○					○
22	柏原市	12,049	2,733	○	7	0	0	0	0	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
23	羽曳野市	19,634	4,310	○	16	1	0	1	0	9月1日	○	○	○				○	○
24	門真市	26,249	16,876	○	541	23	2	23	11	8月31日	○	○	○			○	○	○
25	狛津市	14,668	2,991	○	35	5	0	3	2	8月31日	○	○	○					
26	高石市	9,462	3,121	○	35	0	0	0	0	9月1日	○	○						
27	藤井寺市	10,885	2,853	○	3	0	0	0	0		○	○	○					
28	東大阪市	88,983	19,200	○	3,872	131	14	93	86		○	○						○
29	泉南市	10,041	1,257	○	4	0	0	0	0		○	○	○				○	○
30	四條畷市	8,881	2,353	○	333	24	3	13	15	9月1日	○	○	○	○	○	○	○	○
31	交野市	10,600	1,743	○	17	1	0	0	2	8月末	○	○	○			○	○	○
32	島本町	4,051	355	○	3						○	○	○					○
33	豊能町	3,363	112	○	30	2		3		8月末	○	○					○	○
34	能勢町	1,997	274	○	30	4	1	3	2		○	○	○				○	○
35	忠岡町	3,055	795	○	35	0	0	0	0	9月11日	○	○	○	○	○	○	○	○
36	熊取町	5,990	655	○	37	2	0	1	2	9月1日	○	○					○	○
37	田尻町	1,200	131	○	12	1		3		8月31日	○							
38	阪南市	9,077	1,792	○	19	0	0	0	0	7月末	○	○	○				○	○
39	岬町	3,363	920	○						9月17日								
40	太子町	2,030	539	○	0						○	○	○				○	○
41	河南町	2,488	495	○	7	0	0	0	0	8月31日	○	○	○					
42	千早赤阪村	1,036	71	○	0					8月31日	○	○	○				○	○
43	大阪狭山市	8,664	1,549	○	16	0	0	0	0		○	○						○

都道府県合計	1,509,941	339,602	43	26,674	1,356	316	978	722			41	35	31	13	15	25	16	26
--------	-----------	---------	----	--------	-------	-----	-----	-----	--	--	----	----	----	----	----	----	----	----

滞納者と接触を図るための具体的な取組

- ・滞納者の中には社保加入を届出していない被保険者や所得未申告者がいるため、資格・賦課の適正化を図る観点から勸奨文書・電話で接触を図っている。(1大阪府)
- ・他部署と連携し、情報の共有を図る。(2堺市)
- ・納税から情報交換している。(3岸和田市)
- ・再任用職員及び国保事業推進員による住民票の確認、電気・ガスの使用状況、水道部での確認、家主・管理人や周辺の隣取による居住確認を行っている。(5池田市)
- ・納税・社会福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(9貝塚市)
- ・市民課、課税状況、上下水道等、居住及び使用状況データ保有部署との情報交換。(10守口市)
- ・資格証交付対象世帯に対し、事前に職員及び推進員による訪問と電話催告を行い接触を図っている。(11枚方市)
- ・平日、納付相談に来庁できない世帯のために休日相談窓口をつき1回(6-8月をのぞく)行っている。(11枚方市)
- ・短期証を窓口更新とすることで滞納者との接触を図っている。(13八尾市)
- ・税・福祉などの担当課と連携。(14泉佐野市)
- ・電話催告及び文書催告(15富田林市)
- ・庁内関係各課と連携し、情報の共有化を図る。関係機関に実態調査を依頼する(矯正施設に在所証明を依頼、公営住宅の入居実態調査、戸籍謄本・附表の請求等)。(17河内長野市)
- ・文書催告を2回送付し、両方ともに休日窓口を閉鎖し、接触を図る。資格証明書発送後の当月、あと3ヶ月ごとに相談文書を送付する。(19大東市)
- ・資格証明書発送後より、資格証明書全世帯に対し、夜間電話催告・休日訪問等を行い、できる限り接触を図り、納税相談を受ける。(19大東市)
- ・職員が訪問している。(20和泉市)
- ・分納相談等(22柏原市)
- ・月1回休日に納付相談を行っている。(24門真市)
- ・毎年8月から5月の月末(土・日曜日)休日相談や3日間午後8時までの夜間相談の開催を行っている。(28東大阪市)
- ・納税担当者と連携し情報の共有を図る。(30四條畷市)
- ・税、福祉、水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(32島本町)
- ・税担当者と連携し情報を共有し合同で納付相談を行う。(33豊能町)
- ・住民・固定税の担当課と連携し情報の共有を図る。(34能勢町)
- ・納税担当課と連携し、窓口来庁の際には必ず声をかけあう。(36熊取町)
- ・税、福祉、水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(38阪南市)
- ・短期証を発行し、3ヶ月毎の更新時に必ず納付相談時間を設けている。(40太子町)
- ・保険証切り替え時に、保険証を自宅郵送せず窓口送付とし、納付相談を行うこととしている。(42千早赤坂村)
- ・短期証の発行。(43大阪狭山市)

子供のいる世帯に対する特別な取組	・個々個別に訪問を行うとともに、不在などの場合は医療の必要な時は相談するようにとの内容の文書を送付。(2堺市)
	・訪問を行い、実情を把握している。(3岸和田市)
	・就学前及び義務教育の子どもがいる世帯は除く。(5池田市)
	・弁明書提出等の接触機会の活用。(10守口市)
	・5・7割軽減世帯については、資格証交付対象外。また、現資格証世帯の場合でも、5、7割軽減になれば除外している。(11枚方市)
	・現在において対象となる世帯はないが、今後交付する資格書については考慮する。(15富田林市)
	・訪問等で家庭の実態を把握する。(17河内長野市)
	・資格証明書交付前に、中学生以下の子どもがいる全世帯を訪問し、実情の把握に努める。(19大東市)
	・必ず訪問を行い、実情を把握している。(20和泉市)
	・訪問や催告等により、実態の把握を行っている。(24門真市)
	・訪問・電話等で実情を把握する。(30四條畷市)
	・年4回行う納付相談時に現状を説明し、実情を把握する。(33豊能町)
	・乳幼児のいる世帯には原則発行しない。(36熊取町)
・就学前乳幼児のいる世帯は資格証明書の交付対象としない。(37田尻町)	
・医療証発行状況等を参考に、実情を把握するようにしている。(40太子町)	

<p>特別の事情の有無の判断のための特別な取組</p>	<p>・被保険者資格証明書の交付の適否について広く有権者などからの意見を聴取するため、堺市国民健康保険セーフティネット懇話会を設置。(2堺市)</p>
	<p>・部内で措置審査委員会を開き適正か審査する。(6吹田市)</p>
	<p>・資格証明書交付に関する審査委員会を開催。(10守口市)</p>
	<p>・国民健康保険措置検討会議を設置し、判定を行う。(11枚方市)</p>
	<p>・措置審査委員会を設置し、弁明書の内容を審査し、判定を行う。(13八尾市)</p>
	<p>・委員会の設置なし。保険者による判断。(15富田林市)</p>
	<p>・特別の事情届出の承認について内部決裁を仰ぎ、事情の有無や内容等の把握に努める。(17河内長野市)</p>
	<p>・資格証明書交付措置委員会を設置している。(19大東市)</p>
	<p>・措置委員会を設置し、判定を行う。(21箕面市)</p>
	<p>・資格証明書交付措置審査委員会を開催し、判定を行っている。(24門真市)</p>
	<p>・措置委員会を設置し、判定を行う。(25摂津市)</p>
	<p>・要綱を定め、その基準に沿って判定を行う。(27藤井寺市)</p>
	<p>・市民生活部内職員により「資格書交付に関する審査委員会」を設置し、判定を行う。(28東大阪市)</p>
	<p>・四條畷市措置審査委員会を設置し、判定を行う。(30四條畷市)</p>
	<p>・審査措置委員会を設置し、判定を行う。(32島本町)</p>
<p>・措置審査委員会を設置し、判定を行う。(37田尻町)</p>	
<p>・被保険者証返還予告通知に特別の事情に関する届出書を添えて郵送している。(43大阪狭山市)</p>	

記入上の注意

1. 「世帯数」、「種別世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。  
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)  
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
2. 世帯世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(滞納部分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該世帯に加入している世帯に限る。)をいうこと。
3. 被保険者資格証明書の交付を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。  
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
4. 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から小学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
5. 「乳幼児世帯」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳未満の子供が3月31日以後の子供の人数について記入すること。
6. 「小学生世帯」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
7. 「中学生世帯」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
8. 「資格証明書を交付する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対して行った取組について、該当するものに○を記入すること。
9. 「文章報告」については、資格証明書の発行が特別の事情について説明した文章(報告書)に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
10. 「電話報告」、「面談」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
11. 「休日電話報告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
12. 「時間外電話報告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
13. 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下記の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
14. 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
15. 「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別の事情について判断するためにしている取組について内容を記入すること。
16. 滞納届数は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別の事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(28) 都道府県名(兵庫県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書					資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組									
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
001	神戸市	241,899	41,920	○	3,588	73	17	41	45	20年8月末数 20年5月末	○	○	○	○	○	○	○	
002	姫路市	81,747	16,240	○	1,862	不明	25	78	62	H20・6・1	○	○	○	○	○	○	○	
003	尼崎市	82,438	29,497	○	1,008	46	10	34	19	H20・9・1	○	○						子どもの数は按分
004	明石市	61,453	7,387	○	315	7	0	5	4	H20・6・1	○	○	○	○	○	○	○	○
005	西宮市	64,815	14,055	○	181	0	0	0	0	H20・6・1	○	○	○	○	○	○	○	○
006	洲本市	8,331	1,509	○	111	3	0	1	2		○	○	○					
007	芦屋市	14,094	2,014	○	84	10	0	7	7		○							
008	伊丹市	29,909	12,286	○	419	29	12	7	16	世帯数・滞納世帯数・・・20年7月 31日現在 資格証出数・・・20年5月31日 現在	○	○	○	○	○	○	○	○
009	相生市	5,181	992	○	92	5		3	4	H20・6・1	○	○	○	○	○			○
011	加古川市	40,910	8,667	○	132	40	15	45	20	H20・6・1	○	○	○	○	○	○	○	
013	赤穂市	7,078	1,349	○	22	1	0	0	1	H20・6・1	○	○	○	○				○
014	西脇市	7,266	950	○	32	0	0	0	0		○							
015	宝塚市	32,608	9,336	○	84	0	0	0	0	H20・6・1	○	○	○					
016	三木市	12,759	1,818	○	21	0	0	0	0	H20・6・1	○	○	○					○
017	高砂市	14,091	3,051	○	284	17	4	10	3	H20・6・1	○							
018	川西市	24,230	6,941	○	101	3	2	3	1		○	○						○
019	小野市	7,121	1,081	○	30	0	0	0	0	H20・6・1	○	○	○	○	○	○	○	○
020	三田市	11,716	736	○	136	14	2	13	7	H20・8・31	○							
021	加西市	6,779	1,243	○	9	0	0	0	0	H20・6・1	○	○	○					
022	猪名川町	3,662	602	○	29	3	0	1	2		○							
024	加東市	5,163	1,126	○	0						○							
027	多可町	3,483	350	○	0					H20・6・1								
031	稲美町	4,519	680	○	47	4		2	4	H20・6・1	○		○					○
032	播磨町	5,250	1,251	○	194	18	4	15	11		○							○
037	市川町	2,034	151	○	0	0	0	0	0		○	○	○					
039	福崎町	2,654	172	○	0						○	○	○					○
040	神河町	1,760	207	○	0													
042	太子町	4,384	1,190	○	45	0	0	0	0	H20・6・1	○							
043	たつの市	11,474	2,502	○	175	24	10	8	6	H20.7.8	○	○	○	○	○	○	○	○
045	上郡町	2,540	213	○	61	17	3	11	3	国保世帯数:19年31日 滞納世帯数:19年26日	○							
046	佐用町	2,946	170	○	25	5	1	6	4	H20・6・1	○	○						
050	宍粟市	6,230	1,052	○	113	7	1	3	4	H20・8・31	○							
057	香美町	3,427	134	○	39	3	1	2	2		○	○	○					○
062	新温泉町	2,595	349	○	34	1		1			○	○	○	○	○	○	○	○
065	養父市	4,123	630	○	0						○							
070	朝来市	4,718	796	○	78	2	0	2	2		○	○	○					○
073	丹波市	10,178	1,051	○	0					H20・9・8								
079	篠山市	6,449	596	○	37	2		1	1	H20.8.末	○		○					
086	淡路市	9,077	1,756	○	96	0	0	0	0	H20・6・1	○	○	○					

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち			日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数										中学生数
093	南あわじ市	9,186	967	○	247	9	1	5	6	H20・6・1	○	○	○	○	○	○	○	○
095	豊岡市	13,743	1,903	○	202	19	9	14	13		○							
都道府県合計		874,020	178,920	41	9,933	362	117	318	249		38	24	23	12	12	18	15	3

滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>文書催告のほか、休日・夜間を含めた電話催告・臨戸訪問を実施。(神戸市)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(明石市)</p> <p>国税徴収担当課と連携し、臨戸訪問により接触を図っている。(相生市)</p> <p>税(賦課、徴収)、福祉(生保、母子・児童、高齢者)、市営住宅部門と連携し、情報収集を行っている(赤穂市)</p> <p>市税収納課と連携し情報の共有を図る。(宝塚市)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(小野市)</p> <p>税などの担当課と連携し情報の共有を図る。(加東市)</p> <p>税務グループなどの担当課と連携し情報の共有を図る。(播磨町)</p> <p>短期証交付による定期的な納税相談の実施(神河町)</p> <p>税などの担当課と連携し情報の共有を図る。(太子町)</p> <p>国税徴収担当課と連携し情報の共有を図る。(たつの市)</p> <p>短期証、資格証明書を交付する住民課と、差し押さえなどの滞納処分を行う税務課で連携して滞納者対策を行っている。(上郡町)</p> <p>税担当課と連携し情報の共有を図る。(新温泉町)</p> <p>税・福祉・上下水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。短期証更新時、個別に強化納付相談を実施している。(丹波市)</p> <p>国税担当課と国保資格担当課の共同で、被保険者証の更新前に特別強化月間を設定し、納税相談を実施している。(南あわじ市)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>接触できた世帯については、事情をよく聴き取り、できるかぎり短期証で対応。(神戸市)</p> <p>必ず訪問し納付指導等を行い、実情を把握する。社会保険移行調査の実施。(明石市)</p> <p>要綱を策定し、よりきめ細かな対応を図る。(相生市)</p> <p>例年、休日訪問を行い実態把握に努めているが、本年度は特別調査チームを編成し、生活状況把握に向けた調査を12月～2月の間で実施する。(伊丹市)</p> <p>①電話や封書により、資格者証事務について個別に説明している(赤穂市)</p> <p>②レセプトデータにより過去の診療履歴を確認して診療履歴がある場合、特別事情の届出の説明を個別に行っている(赤穂市)</p> <p>必ず訪問を行い、実情を把握する。(小野市)</p> <p>レセプト等による給付状況の確認(神河町)</p> <p>福祉医療の対象者には、受給者証がつかえないことを説明する。(香美町)</p> <p>必ず訪問を行い、実情を把握する。(篠山市)</p>
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	<p>特別な事情の弁明書により判断がつかないものや、1年以内に入金があったものについては、再度電話・訪問により事情確認する。(神戸市)</p> <p>資格証を交付する前に、「特別な事情に関する届出書」を送付し提出を求めることで、個々の生活状況を把握している。(伊丹市)</p> <p>特別な事情の届出がない場合でも、すぐに資格者証を交付せず、弁明の機会を付与している(赤穂市)</p> <p>資格者証交付対象者には、特別な事情に関する届出書や弁明書を送付するとともに、取組担当課に納税相談、納付等の有無を確認したうえで判定を行っている。(猪名川町)</p> <p>資格証明書交付検討委員会の実施(神河町)</p> <p>資格証明書交付対象者に対し、事前に特別な事情の有無を確認する案内文書を送付している。</p> <p>特別な事情の申し立て書が提出された場合は、副町長並びに関係課長及び係長で構成する資格証明書等交付審査会で審査する。(上郡町)</p> <p>健康課と税務課による合同会議を毎月開催し、判定を行う。(香美町)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。  
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)  
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。  
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対して行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

調査結果(奈良県)

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

都道府県番号(29) 都道府県名(奈良県)

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組								
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	休日 訪問	休日 電話催告	時間外 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数									
1	奈良市	52,998	10,948	○	942	30	3	25	12		○	○	○					○
2	大和高田市	11,623	3,948	○	15	2	0	1	1	2008/6/1	○	○	○					○
3	大和郡山市	13,858	1,538	○	368	13	2	10	6		○	○	○					○
4	天理市	10,273	1,427	○	17					世帯数: 2008/9/16 滞納世帯数: 2008/8/31	○	○	○					
5	橿原市	18,614	4,397	○	0						○	○	○					○
6	桜井市	9,662	2,315	○	7						○	○	○					
7	五條市	6,135	1,385	○	0						○	○	○					○
8	御所市	5,277	1,776	○	60	0	0	0	0	2008/9/17	○	○	○					○
9	生駒市	14,651	2,934	○	0	0	0	0	0	2008/6/1	○	○	○	○	○	○	○	○
12	山添村	591	22	○	2	1			1		○	○	○					○
13	平群町	3,121	505	○	0						○	○	○					○
14	三郷町	3,415	247	○	0						○	○	○					○
15	斑鳩町	4,267	1,313	○						2008/5/31								
16	安堵町	896	0	○	0													
17	川西町	1,359	110	○	1	0	0	0	0	2008/9/1	○	○	○					○
18	三宅町	1,243	262	○	0					2008/8/31								
19	田原本町	4,542	1,136	○	0					2008/8/31								
24	菅爾村	369	49	○	6	1	0	0	1	2008/8/31	○	○	○					○
25	御杖村	449	20	○	1	1			1	2008/8/29	○	○	○					
26	高取町	1,167	66	○	1	0				2008/9/1	○	○	○	休日・時間外対応が必要者がなかった				
27	明日香村	891	50	○	4	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
30	香芝市	9,254	1,051	○	15	0	0	0	0	2008/8/31	○	○	○					○
31	上牧町	3,401	920	○	16	1	1					○	○					○
32	王寺町	3,254	112	○	14	1	0	1	0	2008/9/1	○	○	○					○
33	広陵町	4,116	580	○	0	0	0	0	0	2008/8/31	○	○	○					
34	河合町	2,878	212	○	0					2008/8/31	○	○	○					○
35	吉野町	1,737	81	○	10	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○
36	大淀町	3,076	409	○	75	7	3	3	6		○	○	○					○
37	下市町	1,162	184	○	13	1			1		○	○	○					○
38	黒滝村	158	22	○	0													
40	天川村	347	20	○	1	0	0	0	0		○	○	○					
41	野迫川村	106	9	○	0						○	○	○	○	○	○	○	○
43	十津川村	843	52	○	10	0	0	0	0	2008/8/31	○	○	○					○
44	下北山村	234	0	○	0													
45	上北山村	126	3	○	0													
46	川上村	397	21	○	1	0	0	0	0		○	○	○					○
47	東吉野村	509	54	○	0													
50	葛城市	5,261	667	○	0					世帯数のみ: 2008/8/31	○	○	○					○
51	宇陀市	5,757		○	0	0	0	0	0	2008/8/31	○	○	○					○
都道府県合計		207,817	38,845	39	1,579	58	9	40	29		28	21	23	4	7	14	18	9

合計 58世帯 78人

滞納者と接触を図るための具体的な取組	短期証の発行により、納付相談の機会を増やす。(大和高田市、大和郡山市、御所市、平群町、上北山村) 税や水道等の未集金の担当部署と情報連携や共同訪問の実施、催告等を行う。(大和高田市、天理市、橿原市、御所市、生駒市、香芝市、宇陀市、山添村、平群町、菅爾村、高取町、明日香村、王寺町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、十津川村、上北山村、東吉野村) 弁明の機会を付与する。(桜井市) 収納対策本部や特別滞納整理班を設置する。(葛城市、上牧町)
子供のいる世帯に対する特別な取組	訪問等により本人と面接を行い事情を把握する(奈良市、大和高田市、大和郡山市、香芝市、吉野町、下市町) 発行対象から除外している(橿原市) 有効期限が1日の保険証を発行(桜井市) 国保制度における不利益処分の周知(高取町、下市町)
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	資格証明書交付対象者選定委員会等を設置して判断をする(奈良市、大和郡山市、橿原市、桜井市、生駒市、香芝市、山添村、川西町、高取町、明日香村、王寺町、吉野町、葛城市、宇陀市) 面接や書類の提出により、弁明の機会を与える(大和高田市、大和郡山市、桜井市、大淀町)

資格証明書の発行に関する調査(平成20年9月15日現在)

		都道府県番号(30) 都道府県名(和歌山県)																	
保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組									
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	訪問	休日 電話催告	休日 訪問	時間外 電話催告	時間外 訪問	その他	
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数										
1	和歌山市	62,294	16,834	○	2,862	194	68	156	82	9/1(但し滞納世帯数は5/31現在)	○		○					○	○
2	海南市	9,576	1,224	○	75	0	0	0	0		○	○							○
3	橋本市	10,306	2,074	○	190	8	1	4	5	8/31	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	有田市	5,856	788	○	20	1	0	1	0		○								○
5	御坊市外 三ヶ町	8,955	1,284	○	79	3	0	3	4	8/31	○	○	○			○	○		
6	田辺市	17,307	4,271	○	255	5	1	3	4	世帯数のみ 4/7/31	○	○	○						
7	新宮市	6,815	1,774	○	94	3	2	1	0		○	○	○		○		○	○	
10	紀美野町	2,008	180	○	0	0	0	0	0										
12	紀の川市	10,942	1,238	○	82	3	0	3	1	8/31	○								
17	岩出市	7,317	3,109	○	120	1	0	0	1	8/31	○	○	○		○	○	○		
18	かつらぎ町	3,591	595	○	58	4	1	5	3	8/31	○		○			○	○		
20	九度山町	1,010	55	○	1	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○	○
21	高野町	787	35	○	3	0	0	0	0		○	○	○			○	○		
23	湯浅町	2,770	565	○	111	3	0	4	1		○	○							
24	広川町	1,461	183	○	20	1	0	0	1		○								
25	有田川町	4,935	286	○	113	7	1	9	4		○								○
30	由良町	1,351	79	○	53	5	1	5	6	8/31	○		○						
32	日高川町	852	68	○	2	1	1	2	1		○	○	○			○	○		
35	みなべ町	2,762	150	○	16	1	0	0	1		○	○	○			○	○		
37	印南町	1,805	78	○	9	0	0	0	0		○	○							
38	白浜町	5,200	713	○	205	11	2	11	8	8/31	○	○	○			○	○	○	
42	上富田町	2,941	774	○	48	3	0	3	1	8/31	○								○
44	すさみ町	1,205	60	○	15	0	0	0	0		○	○			○	○			
45	串本町	4,539	845	○	0	0	0	0	0										
46	那智勝浦町	4,214	587	○	107	12	6	14	6	9/1	○	○	○						
47	太地町	810	102	○	0	0	0	0	0										
49	古座川町	780	35	○	5	0	0	0	0		○		○						○
52	北山村	128	1	○	0	0	0	0	0		○	○	○	○	○	○	○	○	
都道府県合計		182,517	37,987	28	4,543	266	84	224	129		25	16	16	3	5	11	13	9	



滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>督促状・催告状・最終催告等の文書催告と、国民健康保険協力員による滞納者宅へ訪問実態調査(和歌山市)</p> <p>催告書による納付相談、次期資格証対象者に対する納付相談、最終は弁明書の送付により呼び出しての納付相談(海南市)</p> <p>税、水道などの担当課と連携し、情報の共有を図る(有田市)</p> <p>税務課と連携し情報の共有を図る(新宮市)</p> <p>平日、留守がちな方への休日や時間外の訪問や呼び出し(九度山町)</p> <p>他の税・料金徴収担当者と滞納者の情報共有を行っている(高野町)</p> <p>毎月1回休日・夜間納税相談窓口を開設している(湯浅町)</p> <p>資格証明書交付前に必ず文書により弁明の機会を付与し、特別事情の有無を確認する。その後不利益処分通知書により被保険者証の返還を文書にて求めたうえ、交付する(有田川町)</p> <p>数年に渡り滞納している世帯にも、次年度更新前に年1回必ず弁明の機会を付与している(有田川町)</p> <p>電話催告、臨戸徴収、納付相談による(白浜町)</p> <p>弁明通知し、弁明の機会を設けています(上富田町)</p> <p>弁明の機会付与と通知書の送付(古座川町)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>電話相談、来庁相談事には対処している(和歌山市)</p> <p>現在発行中の資格証世帯には、中学生以下の子供がいない状況であるが、これからの選考時は、子供に対して被保険者証を発行、但し子供以外は資格証を発行せざるを得ないと考えています(海南市)</p> <p>子供に対しては被保険者証を交付するよう配慮している(新宮市)</p> <p>乳幼児被保険者がいる場合には、保険係及び福祉担当との連携を行っている(かつらぎ町)</p> <p>訪問を行い、実情を把握する(高野町)</p> <p>保健師と連携し家庭事情を把握し、ケースによっては子どものみ被保険者証を発行している世帯もある(有田川町)</p> <p>公費負担医療該当者がいる世帯の当該該当分については、短期被保険者証を発行(古座川町)</p>
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	<p>納付相談時等における聞き取り調査(収入、家族状況、借入金の有無、健康状態の確認)、重度心身障害者の確認(対象世帯にいるかどうか)</p> <p>審査委員会を設置し、判定を行う(新宮市)</p> <p>資格証発送時に弁明書用紙を送付、特別な事情がある場合には返送をいただき、弁明書内容を精査したうえで短期証等への変更を行っている(かつらぎ町)</p> <p>入院や、他の医療公費負担を受けていることがわかれば、医療機関や関係箇所に連絡をとり、事実確認をする(有田川町)</p> <p>面接の機会があれば、よく事情を聞き、ケースに併せて柔軟に対応することを心がけている(有田川町)</p> <p>納付相談による(白浜町)</p> <p>弁明の機会付与と通知書の送付(古座川町)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。  
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)  
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該被保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。  
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。

保険者 番号	市町村 保険者名	世帯数	滞納 世帯数	被保険者資格証明書						資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組							
				実施 状況	交付 世帯数	資格証明書交付世帯のうち				日付	文書 催告	電話 催告	休日 訪問	休日 電話催告	時間外 訪問	時間外 電話催告	その他
						子供のいる世帯数	乳幼児数	小学生数	中学生数								
001	鳥取市	27,952	3,299	○	348	7	0	6	1	20.6.21	○	○	○	○	○	○	○
002	米子市	22,699	5,940	○	756	48	15	40	25	20.9.10	○	○	○	○	○	○	○
003	倉吉市	8,425	765	○	209	11	5	7	5	20.8.31	○	○	○				
004	境港市	5,404	1,113	○	108	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○				
006	岩美町	1,995	239	○	0						○	○	○				○
008	八頭町	2,878	329	○	0					20.9.2	○	○	○				
012	若桜町	696	30	○	0					20.9.1	○	○	○				
015	磐梯町	1,303	142	○	0						○	○	○				
019	湯梨浜町	2,579	306	○	0					20.9.1	○	○	○				
022	三朝町	1,174	174	○	14	1	0	0	1	20.8.31	○	○	○				
024	北栄町	2,600	125	○	7	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○				
026	琴浦町	3,164	271	○	0						○	○	○				
028	南部町	1,718	243	○	0						○	○	○				
030	伯耆町	1,679	77	○	6	0	0	0	0	20.8.31	○	○	○				
031	日吉津村	439	50	○	0					20.9.1	○	○	○				
033	大山町	3,001	385	○	8	0	0	0	0		○	○	○				○
036	日南町	1,023	53	○	0					20.8.31	○	○	○				
037	日野町	624	30	○	0					20.8.31	○	○	○				
038	江府町	471	15	○	0						○	○	○				
都道府県合計		89,822	13,586	19	1,456	67	20	53	32		18	19	18	4	2	13	13

滞納者と接触を図るための具体的な取組	<p>滞納案件ごとに、必要に応じて税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(米子市)</p> <p>強化月間を設けて、時間外電話催告・訪問、徴収職員4名を各地区に配置し、平日・夜間・休日訪問徴収の実施、保険証更新時に保険証更新を兼ねた休日納付相談の実施。(倉吉市)</p> <p>収納対策会議と定期的に開催し、各関係課と連絡をとり情報の共有を行っている。役場内の管理職による訪問を行っている。(岩美町)</p> <p>収納対策会議を随時開催し、税(科)、公共料金の滞納情報の共有化を図り訪問徴収を実施している。(八頭町)</p> <p>短期証を交付、税金、下水・水道料及び保育料等の担当課と連携し情報の共有を図る。(若桜町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(湯梨浜町)</p> <p>町税等滞納整理対策本部を設置し、滞納者及び滞納実態の分析を行い、関係各課が情報を共有しながら滞納者との対応を行っている。(北栄町)</p> <p>日々、税務課で徴収訪問等を行い、併せて年5回は特別徴収期間を設け特別徴収班で徴収をおこなっている。(琴浦町)</p> <p>短期保険証を発行し、更新の際に接触を図っている。(南部町)</p> <p>役場内に全課長・関係各担当者からなる徴収スタッフネットを構成し、情報の共有を図り、分担し徴収にあたっている。(日吉津村)</p> <p>呼出、財産の滞納処分、他課との情報共有。(大山町)</p> <p>税・福祉・水道などの担当課と連携し情報の共有を図る。(日野町)</p>
子供のいる世帯に対する特別な取組	<p>中学生以下の児童については、被保険者証を交付。(境港市)</p> <p>関係課と連絡をとり、実情の把握に努めている。(湯梨浜町)</p> <p>必ず訪問を行い、実情を把握する。(日野町)</p>
特別な事情の有無の判断のための特別な取組	<p>特別な事情届出書未提出者に、再度弁明通知書を送付し、詳細把握に努めている。(倉吉市)</p>

記入上の注意

- 「世帯数」、「滞納世帯数」及び「交付世帯数」については平成20年9月15日現在の状況を記入すること。  
ただし、9月15日時点の数値が把握できない場合は、把握できる時点の数値を記入し、「日付」の欄にその日付を記入すること。(9月15日の場合は「日付」は空欄)  
また、判明できない数値がある場合は、空欄にすること。
- 滞納世帯とは、平成20年9月15日現在、保険料の滞納(過年度分のみ)がある世帯(平成20年9月15日現在、当該保険者に加入している世帯に限る。)をいうこと。
- 被保険者資格証明書の発行を実施している市町村については、「実施状況」に○を記入し、交付(対象)世帯数を「交付世帯数」に記入すること。  
実施しているが交付(対象)世帯がない場合は、「実施状況」に○を記入し、「交付世帯数」を0とすること(未実施の項目は空欄にすること)。
- 「子供のいる世帯数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から中学生までの子供のいる世帯数について記入すること。
- 「乳幼児数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、0歳から6歳に達する日以後の最初の3月31日以前の子供の人数について記入すること。
- 「小学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、小学生の子供の人数について記入すること。
- 「中学生数」には被保険者資格証明書を交付している世帯の内、中学生の子供の人数について記入すること。
- 「資格証明書を発行する前に、滞納者と接触を図る取組」には、資格証明書を発行する前に、滞納者に対し行っている取組について、該当するものに○を記入すること。
- 「文書催告」については、資格証明書の発行や特別な事情について説明した文書(催告書に内容を記入している場合も含む)を送付している場合に○を記入すること。
- 「電話催告」、「訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間中に行っている場合に○を記入すること。
- 「休日電話催告」、「休日訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が土日祝日に行っている場合に○を記入すること。
- 「時間外電話催告」、「時間外訪問」については、職員(臨時・嘱託を含む)が通常業務時間外に行っている場合に○を記入すること。
- 「その他」については、他に接触を図る取組を行っている場合について、○を記入し、下欄の「滞納者と接触を図るための具体的な取組」に内容を記入すること。
- 「子供のいる世帯に対する特別な取組」については、資格証明書の発行前に関係なく、特別な取組を行っている場合は内容を記入すること。
- 「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」については、特別な事情について判断するために行っている取組について内容を記入すること。
- 都道府県は「滞納者と接触を図るための具体的な取組」「子供のいる世帯に対する特別な取組」「特別な事情の有無の判断のための特別な取組」について、市町村から報告された取組の内容と市町村名を記入すること。